

# 第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

**要請期間：令和3年6月21日（月曜日）から8月31日（火曜日）まで**  
**申請受付期間：令和3年8月16日（月曜日）から9月27日（月曜日）まで**

令和3年6月21日から8月31日の間、施設の休業および営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて**営業時間短縮等協力金**を支給いたします。

**第7期早期給付を受けられた方は、今回必ず申請をお願いします。**

- 対象者**
- 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有すること。  
※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること
  - 令和3年6月21日から8月31日までの期間において、以下の府の要請に応じていること。  
※「市の区域」と「町及び村の区域」では要請内容が異なりますのでご注意ください。

6月21日から 7月11日まで、及び 7月12日から 8月1日までの期間 （まん延防止等 重点措置期間） ※①～③のすべて	①通常、午後8時 <sup>（注1）</sup> を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時 <sup>（注1）</sup> までに短縮すること。	（注1） 町及び村の区域にあつては、午後9時  （注2） 町及び村の区域にあつては、午後8時
	②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）は原則自粛すること。ただし、酒類提供する場合は、ゴールドステッカーを申請し、同一グループの入店を原則2人以内（令和3年7月12日以降は4人以内。同居家族の場合を除く。）にするとともに、酒類提供は午前11時から午後7時 <sup>（注2）</sup> までの間とすること。	
	③カラオケ設備の利用を自粛すること。	
8月2日から 8月31日までの期間 （緊急事態措置期間） ※①または②	①酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をする店舗が、施設を休止すること。	
	②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をしない店舗であつて、通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。	

## 支給額 飲食業の売上高、または売上高減少額に応じて、支給額が決定します。

	市の区域	町及び村の区域	売上高方式（イメージ）
6月21日から 7月11日 <21日間>	売上高方式 63～210万円 売上高減少額方式 0～420万円	売上高方式 52.5～157.5万円 売上高減少額方式 0～420万円	<p>協礼金/日・店舗</p> <p>売上高に応じた金額 (千円未満切上げ)</p>
7月12日から 8月1日 <21日間>	売上高方式 63～210万円 売上高減少額方式 0～420万円	売上高方式 52.5～157.5万円 売上高減少額方式 0～420万円	<p>売上高/日・店舗</p> <p>売上高減少額方式（イメージ）</p> <p>協礼金/日・店舗</p> <p>売上高減少額に応じた金額 (千円未満切上げ)</p>
8月2日から 8月31日 <30日間>	売上高方式 120～300万円 売上高減少額方式 0～600万円	売上高方式 120～300万円 売上高減少額方式 0～600万円	<p>協礼金/日・店舗</p> <p>売上高減少額/日・店舗</p>
早期給付を受給の場合	合計の支給額から 84万円を差引支給	合計の支給額から 70万円を差引支給	

※売上高は、消費税・地方消費税を除いた額になります

## 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

### オンライン申請の メリット

- ・これまでの協力金（第1～6期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

### 第7期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiei-shien/kyoryokukin-7ki/index.html>



※オンライン申請ができない方は郵送申請をご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター情報プラザ等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年9月27日（月）まで（消印有効）となります。

## 申請のながれ

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

### ①利用者登録

マイページを作成  
（事業者として登録）

### ②申請内容を入力

- ・対象施設（店舗）の情報
- ・要請を遵守した内容
- ・誓約事項等

### ③必要書類を アップロード

大阪府へ申請（オンライン）

### ⑤協力金の支給

申請いただいた  
口座に振り込みます

審査の結果、適正と認められる場合

### ④申請内容の審査

申請内容や書類の不備等  
があればご連絡します

注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

専門家等による申請サポート（無料）〔大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部除く）〕

申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。

実施団体及び問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiei-shien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



## 協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

## お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（平日のみ午前9時から午後6時まで）

☎ 06 - 7178 - 1342 / 06 - 7166 - 9987

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、8月21日（土）及び28日（土）は開設します。

### 大阪市上乗せ協力金について

大阪市の「上乗せ協力金」の支給要件を満たす店舗は、第7期協力金の申請後に別途大阪市への申請を行うことで、「上乗せ協力金」の支給対象となる場合があります。詳しくは下記の大阪市ホームページにてご確認ください。又は大阪市営業時間短縮協力金コールセンターへお問い合わせください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizai-senryaku/page/0000538614.html>

◆大阪市営業時間短縮協力金コールセンター：06-6655-0711（月～土曜日、午前9時から午後5時30分まで）※日曜日及び祝日を除く。